## 所有者不明土地問題の解決に向けた民事基本法制の見直し等の取組

(R3.6.7)所有者不明土地等 関係閣僚会議 法務省資料

資料2-1

\* ①内は施行日

の政令で定める日)

など

- 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)

■相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和3年法律第25号) 【**両法律の概要**】 所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制を見直し

令和3年4月21日成立 同月28日公布

登記がされるようにするための不動産 登記制度の見直し(発生予防)

〔公布後3年以內

① 相続登記の申請義務化 相続人申告登記の創設などの負担軽減

策・環境整備策をパッケージで併せて導入 住所等の変更登記の申請義務化(公布後5年以内

他の公的機関(住基ネット等)から取得 した情報に基づき、登記官が職権的に変更

登記をする方策を併せて導入

新たな登記手続の細目等に関する検討

の実現に向けた連携システム開発等

法務局の体制整備・システム整備

登録免許税の減免に向けた税制改正要望

②の他の公的機関からの効率的な情報取得

政省令等の整備

具体的な運用の検討

など

政省令等の整備 承認要件や土地の性質・地域差に応

きる制度を創設

じた負担金等についてきめ細やかに検討

具体的な運用の検討

・ 承認申請がされた土地の有効活用の 機会の確保のための地方公共団体等

との連携(寄附受けや他主体による活用) 法務局等の関係機関の体制整備

所有者不明土地特措法の長期相続登記等未了土地の解消※が効果的に行われ、民間も含めた更なる土地の利活用に繋がるよう、

土地を手放すための制度の創設

(発生予防)

相続等により土地の所有権を取得した

者が、法務大臣の承認を受けて、その土

地の所有権を国庫に帰属させることがで

「公布後 2 年以内

の政令で定める日〕

相続土地国庫帰属制度の創設

土地利用に関連する民法の規律の 見直し(土地利用の円滑化) [公布後 2 年以内 ① 財産管理制度の見直し

○ 所有者不明土地管理制度、管理不全 土地管理制度等の創設

② 共有制度の見直し ○ 共有者不明の共有地の利用の円滑化

③ 相隣関係規定の見直し

○ ライフラインの設備設置権等の規律の整備 ④ 相続制度の見直し

長期間経過後の遺産分割の見直し

【**今後の取組**】両法律の実効性を確保する観点から、制度の国民への周知広報をはじめ、しっかりとした施行準備を行う

具体的な運用の検討

②の共有制度の見直し等を踏まえた共有 私道ガイドラインの改訂等

③の相隣関係規定の見直し等を踏まえた。 ライフライン関係事業者・地方公共団体等 との連携・周知

新たに

対象とする土地(現在は国・地方公共団体の公共事業予定地が対象)の運用の見直し等 ※登記官が、長期間相続登記がされていない土地の法定相続人の探索結果を登記し、法定相続人情報を法務局に備え付ける制度

土地売却に伴う分筆登記や地積更正登記等を円滑化し、土地利用を促進するため、隣地所有者が不明の場合などに、一定の要件 の下で陸地所有者の立会いがなくとも法務局の調査に基づき筆界認定を行い、分筆登記等を可能とする仕組み

検討する 取組